**（参考）**

**地域密着型サービス等指定候補事業者選定に関するＱ＆Ａ**

**（過去説明会における回答分）**

【職員の概要】

|  |
| --- |
| 問１　　代表者は、社長か、開設者研修修了者か。 |

（答）　介護保険担当課長ブロック会議資料（平成１８年２月）を参照されたい。

※資料より抜粋

　Ｑ：地域密着型サービスで研修等が義務付けられている「代表者」とは、どのような者か。（…以下略…）

　Ａ：代表者とは、基本的には、運営している法人の代表者であり、理事長や代表取締役が該当するが、法人の規模によって、理事長や代表取締役をその法人の地域密着型サービス部門の代表者として扱うのは合理的でないと判断される場合においては、地域密着型サービスの事業部門の責任者などを代表者として差し支えない。したがって、事業所の指定申請書に記載する代表者と異なることはあり得る。（…以下略…）

【基本設計図】

|  |
| --- |
| 問２　　平面図、配置図等は、グループ内の別法人に依頼してよいか。 |

（答）　グループ内の依頼は差し支えない。

|  |
| --- |
| 問３　　若干変更等が生じる可能性が考えられるが、その時は事前に相談指導をいただくことでよろしいか。 |

（答）　変更等生じた場合は、事前に協議いただきたい。

【運営推進会議】

|  |
| --- |
| 問４　　メンバーの人選は中学校区になるのか。 |

（答）　施設の近隣地域から委員を選任することが望ましい。

|  |
| --- |
| 問５　　他の事業所の委員とは別でなければならないのか。 |

（答）　同地域の場合、同じ地域住民代表等であって差し支えない。

【地域住民説明会】

|  |
| --- |
| 問６　　地域住民に対する説明について、中学校区全域と考えるのか。また、どの程度の内容、方法がいいのか。 |

（答）　地域との関わりについて、どのように取り組むのか選定材料となる項目であり、内容・方法等は各事業所の考えによる。

【ごみ収集】

|  |
| --- |
| 問７　　ごみの排出はどのようにしたらよいか。管理費として請求できるか。 |

（答）　ごみの収集方法については、宮古市環境課きれいなまち推進室にお問い合わせいただきたい。（電話０１９３－６４－６４８８）

【町内会費】

|  |
| --- |
| 問８　　町内会費は発生するのか。管理費として請求できるか。 |

（答）　宮古市内既存の事業所は、事業所として会費を納めているところが多い。町内会費の納入については、町内会とご相談いただきたい。

【共用品費】

|  |
| --- |
| 問９　　台所用洗剤、トイレットペーパーなど共用品費として請求は可能か。またその場合、実費か定額か。 |

（答）　共用品費については、「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成１２年３月３０日老企５４）で示されているので参照されたい。また、問７及び問８の管理費についても同様に参照されたい。

【補助金関係】

|  |
| --- |
| 問10　　事前協議提出書類のうち「費用の分かる資料」については、概算見積で良いか。 |

（答）　「費用の分かる資料」とは、概算見積ではなく詳細設計後の見積書を提出するものである。なお、岩手県において事前協議の段階から工事費内訳について部品等の詳細が分かる積算資料を求められるため留意いただきたい。

【その他】

|  |
| --- |
| 問11　　認知症対応型共同生活介護事業所を設立した際、その敷地又は建物の一部を活用し、他事業所（地域密着型サービス以外）を開設することは可能か。 |

（答）　他の施設・事業所との併設については適切なサービスが提供されることを前提として認められる。ただし、当該建物に補助金を活用する場合は、当該他事業に係る区画を除いた金額等での申請となるため、事前に協議いただきたい。

|  |
| --- |
| 問12　　大家が所有する土地・建物を借りて運営する方法を考えているが可能か。 |

（答）　補助金の対象とはならないが、運営は可能である。

|  |
| --- |
| 問13　　地域の指定はあるのか。 |

（答）　地域は指定しないが、災害等の警戒地域については要相談。

|  |
| --- |
| 問14　　2ユニット希望で申請し、審査の結果、1ユニットのみ選定となった場合、その時点で辞退することは可能か。 |

（答）　辞退する旨の書類を提出のうえで辞退可能。

|  |
| --- |
| 問15　　グループホームを新設する際に、現在ある事業所に併設する（2階に増設または1階部分に増設等）場合、補助金申請が可能か。 |

（答）　建物の構成によっては該当しない場合も考えられるため、実際の図面等を確認する必要がある。

|  |
| --- |
| 問16　　グループホーム2ユニット（2階建て）の場合、補助金は配分基礎単価×２と考えてよいか。 |

（答）　補助金の配分基礎の単位は施設数であるため、１施設内に２ユニットを設置する場合は、１施設分の補助金となる。